

藤枝市 公告

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第七条第1項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和7年4月1日

藤枝市長 北村正平

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者 件数	筆数	備考
1	西方2 地区	西方	19.26ha	16件	49筆	整理番号 西方2(R06) -01~-16
2	以下余白					
3						

2 縦覧場所

藤枝市産業振興部 農林基盤整備課（藤枝市役所南館1階）

※ホームページでも閲覧できます。

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が藤枝市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2569-1	109	は27-0	保安林	0.2066	スギ・ヒ ノキ	83				
2	藤枝市 西方	2569-2	109	は27-0	保安林	0.0102	スギ・ヒ ノキ	83				
3	藤枝市 西方	2753-2	109	に1-0	保安林	0.0152	スギ・ヒ ノキ	0				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 氏名 藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-2	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2820	109	り52-0	山林	0.4935	スギ	78	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2758	109	に3-0 に4-0	山林	0.4882	スギ	103 56	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病虫害及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	<p>経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。 尚、森の 力再生事 業に係る 協定を締 結してい る区域に ついては 、当計画 の対象 から除外 する。</p>
2	藤枝市 西方	2773	109	に36-0	山林	0.0568	スギ・タ ケ	0						
3	藤枝市 西方	2775	109	に36-0	山林	0.1732	スギ・タ ケ	0						
4	藤枝市 西方	2778-2	109	に20-0	山林	0.2456	スギ	108						
5	藤枝市 西方	2790	109	に18-0	山林	0.1890	スギ・ヒ ノキ	70						
6	藤枝市 西方	2791	109	に20-0	山林	0.9871	スギ・ヒ ノキ	108						
7	藤枝市 西方	2808-1	109	に31-0	山林	0.3233	スギ・タ ケ	55						
8	藤枝市 西方	2810-1	109	に23-0 に38-0	山林	0.9188	スギ・ヒ ノキ	0 70						
9	藤枝市 西方	2817-1	109	に46-0	山林	0.0492	スギ	65						
10	藤枝市 西方	2817-2	109	り49-0	山林	0.6804	スギ	118						
11	藤枝市 西方	2821	109	り53-0	山林	0.3732	スギ・ヒ ノキ	76						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	藤枝市 西方	2758	109	に3-0 に4-0	山林	0.4882	スギ	103 56			
2	藤枝市 西方	2773	109	に36-0	山林	0.0568	スギ・タ ケ	0			
3	藤枝市 西方	2775	109	に36-0	山林	0.1732	スギ・タ ケ	0			
4	藤枝市 西方	2778-2	109	に20-0	山林	0.2456	スギ	108			
5	藤枝市 西方	2790	109	に18-0	山林	0.1890	スギ・ヒ ノキ	70			
6	藤枝市 西方	2791	109	に20-0	山林	0.9871	スギ・ヒ ノキ	108			
7	藤枝市 西方	2808-1	109	に31-0	山林	0.3233	スギ・タ ケ	55			
8	藤枝市 西方	2810-1	109	に23-0 に38-0	山林	0.9188	スギ・ヒ ノキ	0 70			
9	藤枝市 西方	2817-1	109	に46-0	山林	0.0492	スギ	65			
10	藤枝市 西方	2817-2	109	り49-0	山林	0.6804	スギ	118			
11	藤枝市 西方	2821	109	り53-0	山林	0.3732	スギ・ヒ ノキ	76			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-4	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2786	109	に12-0	山林	0.1986	スギ	59	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2759	109	に5-0	山林	0.7973	スギ	75				
2	藤枝市 西方	2760-1	109	に5-0	山林	0.0581	スギ	75				
3	藤枝市 西方	2760-2	109	に5-0 に6-0 に21-0	山林	0.5428	スギ	75 61 0				
4	藤枝市 西方	2795	109	に34-0	山林	0.2320	スギ・タ ケ	0				
5	藤枝市 西方	2797	109	に34-0	山林	0.0469	スギ・タ ケ	0				
6	藤枝市 西方	2806	109	に42-0	山林	0.2148	スギ	67				
7	藤枝市 西方	2815-1	109	に43-2 に44-0	山林	0.7096	スギ	62 52				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	所在地	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2830-2	109	り45-0	山林	0.3305	スギ・ヒ ノキ	72	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2830-2	109	り45-0	山林	0.3305	スギ・ヒ ノキ	72				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 藤枝市長 北村正平		(所在地) 静岡県藤枝市岡出山1-11-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2819	109	り50-0 り51-0	山林	1.3590	スギ	68 61	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2819	109	り50-0 り51-0	山林	1.3590	スギ	68 61				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 藤枝市長 北村正平		(所在地) 静岡県藤枝市岡出山1-11-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2807	109	に24-0	山林	0.4049	スギ	71	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2807	109	に24-0	山林	0.4049	スギ	71				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-9	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 藤枝市長 北村正平		(所在地) 静岡県藤枝市岡出山1-11-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2809	109	に38-0	山林	0.2978	スギ・ヒ ノキ	70	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2809	109	に38-0	山林	0.2978	スギ・ヒ ノキ	70				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-11	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2784	109	に9-0 に10-1	山林	0.3993	スギ	43 53	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2784	109	に9-0 に10-1	山林	0.3993	スギ	43 53				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)					(所在地)						
	西方2(R06)-12		藤枝市長 北村正平					静岡県藤枝市岡出山1-11-1						
経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2754	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0766	スギ・ヒ ノキ	0 61	2025. 4. 1	5年 (2030. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病虫害及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。 尚、森の 力再生事 業に係る 協定を締 結してい る区域に ついては 、当計画 の対象 から除外 する。</p>
2	藤枝市 西方	2754-2	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0238	スギ・ヒ ノキ	0 61						
3	藤枝市 西方	2756	109	に2-0	保安林	0.6502	スギ・ヒ ノキ	61						
4	藤枝市 西方	2757	109	に2-0 に3-0	保安林	0.5061	スギ・ヒ ノキ	61 103						
5	藤枝市 西方	2774	109	に36-0	山林	0.0128	スギ・タ ケ	0						
6	藤枝市 西方	2776-1	109	に34-0	山林	0.0304	スギ・タ ケ	0						
7	藤枝市 西方	2776-2	109	に35-0	山林	0.2799	スギ・タ ケ	100						
8	藤枝市 西方	2788	109	に10-2 に17-0	山林	0.3328	スギ	76 60						
9	藤枝市 西方	2789-1	109	に15-0	山林	0.0456	スギ・ヒ ノキ	62						
10	藤枝市 西方	2789-2	109	に15-0 に18-0	山林	1.2165	スギ・ヒ ノキ	62 70						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2754	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0766	スギ・ヒ ノキ	0 61				
2	藤枝市 西方	2754-2	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0238	スギ・ヒ ノキ	0 61				
3	藤枝市 西方	2756	109	に2-0	保安林	0.6502	スギ・ヒ ノキ	61				
4	藤枝市 西方	2757	109	に2-0 に3-0	保安林	0.5061	スギ・ヒ ノキ	61 103				
5	藤枝市 西方	2774	109	に36-0	山林	0.0128	スギ・タ ケ	0				
6	藤枝市 西方	2776-1	109	に34-0	山林	0.0304	スギ・タ ケ	0				
7	藤枝市 西方	2776-2	109	に35-0	山林	0.2799	スギ・タ ケ	100				
8	藤枝市 西方	2788	109	に10-2 に17-0	山林	0.3328	スギ	76 60				
9	藤枝市 西方	2789-1	109	に15-0	山林	0.0456	スギ・ヒ ノキ	62				
10	藤枝市 西方	2789-2	109	に15-0 に18-0	山林	1.2165	スギ・ヒ ノキ	62 70				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
11	藤枝市 西方	2798	109	に32-0 に33-0	山林	0.0585	スギ・タ ケ	98 55			
12	藤枝市 西方	2799-1	109	に32-0	山林	0.0267	スギ・タ ケ	98			
13	藤枝市 西方	2799-2	109	に31-0 に32-0 に33-0	山林	0.3467	スギ・タ ケ	55 98 55			
14	藤枝市 西方	2805	109	に45-0 に47-0	保安林	0.5467	スギ	83 56			
15	藤枝市 西方	2831	109	り47-0	山林	0.6780	スギ	78			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2822-1	109	り54-0 り55-0	山林	0.8005	スギ・ヒ ノキ	77 61	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-14	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2754	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0766	スギ・ヒ ノキ	0 61	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病虫害及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理 権設定区 域は別添 図面のと おり。 尚、森の 力再生事 業に係る 協定を締 結してい る区域に ついては 、当計画 の対象 から除外 する。</p>
2	藤枝市 西方	2754-2	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0238	スギ・ヒ ノキ	0 61						
3	藤枝市 西方	2756	109	に2-0	保安林	0.6502	スギ・ヒ ノキ	61						
4	藤枝市 西方	2811-1	109	に39-0	山林	0.5378	スギ・ヒ ノキ	72						
5	藤枝市 西方	2814	109	に41-0 に43-1 に47-0	山林	0.7024	スギ	72 51 56						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2754	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0766	スギ・ヒ ノキ	0 61				
2	藤枝市 西方	2754-2	109	に1-0 に2-0	保安林	0.0238	スギ・ヒ ノキ	0 61				
3	藤枝市 西方	2756	109	に2-0	保安林	0.6502	スギ・ヒ ノキ	61				
4	藤枝市 西方	2811-1	109	に39-0	山林	0.5378	スギ・ヒ ノキ	72				
5	藤枝市 西方	2814	109	に41-0 に43-1 に47-0	山林	0.7024	スギ	72 51 56				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2783	109	に7-0 に8-0	山林	0.1950	スギ	71 65	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2783	109	に7-0 に8-0	山林	0.1950	スギ	71 65				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	西方2(R06)-16	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 藤枝市長 北村正平		(所在地) 静岡県藤枝市岡出山1-11-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う べき時期、相手方及 び方法	備考
1	藤枝市 西方	2783	109	に7-0 に8-0	山林	0.1950	スギ	71 65	2025.4.1	5年 (2030.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて森林施業を実施すると共に、溪畔林における伐採は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 森林施業 ・乙は、整備が必要な森林については存続期間中に間伐等の森林施業を実施する。なお、施業の実施にあたっては溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙は、火災、病害虫及び気象上雇用等の状況を確認するため、年1回以上林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合には、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画等を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する、間伐の結果生じた木材の販売による収入は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込又は甲への現金手渡しにより行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。尚、森の力再生事業に係る協定を締結している区域については、当計画の対象から除外する。</p>

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	藤枝市 西方	2783	109	に7-0 に8-0	山林	0.1950	スギ	71 65				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

氏名

藤枝市長 北村正平

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において乙を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。